

バランス振替規定（BA-PLUS 用）の新旧対照表

次表のとおり改正する（下線部が変更箇所）。

旧	新
<p data-bbox="107 284 528 316">バランス振替規定（BA-PLUS 用）</p> <p data-bbox="107 379 1115 459">本規定は、PayPay 銀行株式会社（以下「当社」という。）がBA-PLUS に付随して提供する「<u>バランス振替</u>」に関する事項を定めます。</p> <p data-bbox="107 815 293 847">第 1 条（定義）</p> <p data-bbox="163 863 898 895">本規定における用語の定義は、以下の各号に定めるとおりとします。</p> <p data-bbox="136 911 1115 991">(1) 「<u>バランス振替</u>」とは、<u>予めお客さまが登録した条件に従い、定期的に振替処理を行うサービス</u>をいいます。</p> <p data-bbox="136 1102 1115 1182">(2) 「<u>回収指定口座</u>」とは、<u>バランス振替に係る振替依頼において、振替資金の引き落とし口座として指定された口座</u>をいいます。</p> <p data-bbox="136 1246 1115 1326">(3) 「<u>分配指定口座</u>」とは、<u>バランス振替に係る振替依頼において、振替資金の振替先として指定された口座</u>をいいます。</p> <p data-bbox="136 1390 1115 1469">(4) 「<u>手数料</u>」とは、<u>振替処理を実行する対価として、別途当社が定める手数料</u>をいいます。</p>	<p data-bbox="1140 284 1693 316">バランス振替サービス利用規定（BA-PLUS用）</p> <p data-bbox="1140 379 2148 459">PayPay 銀行株式会社（以下、「当社」という。）は、<u>バランス振替サービスに関する利用規定を次のとおり定める。</u></p> <p data-bbox="1140 475 2107 555"><u>お客さまが、当社からバランス振替サービスの提供を受ける場合、本規定の定めを確認し、同意したものと</u>して取り扱う。</p> <p data-bbox="1140 571 2141 699">本規定は、<u>預金口座取引一般規定、BUSINESS ACCOUNT 規定および BA-PLUS 規定に付帯するものとし、付帯元規定の各条項と本規定が矛盾、抵触する場合は、本規定が優先して適用される。</u></p> <p data-bbox="1167 715 2002 746"><u>BA-PLUS 規定に定義された用語は、本規定においても同じ意味に用いる。</u></p> <p data-bbox="1140 815 1326 847">第 1 条（定義）</p> <p data-bbox="1196 863 1912 895">本規定における用語の定義は、以下の各号に定めるとおりとする。</p> <p data-bbox="1178 911 1359 943">(1) <u>本サービス</u></p> <p data-bbox="1196 959 2148 1086"><u>バランス振替サービスのことをいい、BA-PLUS を利用するお客さまに対して当社が提供する、あらかじめお客さまが登録した条件にしたがい、定期的に振替処理を行うサービス</u>である。</p> <p data-bbox="1178 1102 1413 1134">(2) <u>回収指定口座</u></p> <p data-bbox="1196 1150 2148 1230"><u>本サービスに係る振替依頼において、振替資金の引落口座として指定された口座</u>をいう。</p> <p data-bbox="1178 1246 1413 1278">(3) <u>分配指定口座</u></p> <p data-bbox="1196 1294 2148 1374"><u>本サービスに係る振替依頼において、振替資金の振替先として指定された口座</u>をいう。</p> <p data-bbox="1178 1390 1326 1422">(4) <u>手数料</u></p> <p data-bbox="1223 1437 1957 1469"><u>振替処理を実行する対価として、別途当社が定める手数料</u>をいう。</p>

旧	新
<p>(5) 「サービス利用料」とは、<u>バランス振替</u>を利用する対価として、別途当社が定める利用料をいいます。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第2条 (適用)</p> <p>1. 本規定は、「<u>預金口座取引一般規定</u>」(以下「<u>一般規定</u>」といいます)、「<u>BUSINESS ACCOUNT 規定</u>」(以下「<u>BA 規定</u>」といいます)、「<u>SOHO ACCOUNT 規定</u>」(以下「<u>SOHO 規定</u>」といいます) および「<u>BA-PLUS 規定</u>」に付帯し、本規定に定めのない事項については、<u>一般規定</u>、<u>BA 規定</u>、<u>SOHO 規定</u>および<u>BA-PLUS 規定</u>が適用されるものとします。なお、<u>バランス振替</u>に関する事項について、<u>本規定の定めが一般規定、BA 規定、SOHO 規定または BA-PLUS 規定の定めと異なる場合は、本規定が他の規定に優先して適用されるものとします。</u></p> <p>2. <u>BA-PLUS 規定に定義された用語は、本規定においても同じ意味に用いるものとします。</u></p>	<p>(5) サービス利用料 <u>本サービス</u>を利用する対価として、別途当社が定める利用料をいう。</p> <p>(6) 本契約 <u>本サービスの利用申込に係る契約</u>をいう。</p> <p><u>(削除)</u></p>
<p>第3条 (利用申込)</p> <p>1. <u>バランス振替は、BA-PLUS を設定する法人のお客さまに限り利用を申し込むことができます。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第2条 (利用申込と契約の成立)</p> <p>1. <u>BA-PLUS 契約を締結している法人のお客さまに限り、本サービスの利用を申し込むことができる。</u></p> <p>2. <u>本サービスの利用を希望するお客さまは、当社所定の方法により、サービスの利用申込を行う。利用申込は、管理者または承認者の権限を有する者が、次の規定等に定める内容を確認し、内容に同意したうえで行う。</u></p> <p>(1) <u>本規定</u></p> <p>(2) <u>預金口座取引一般規定</u></p> <p>(3) <u>BUSINESS ACCOUNT 規定</u></p> <p>(4) <u>BA-PLUS 規定</u></p> <p>(5) <u>その他、当社が本サービスについてホームページに記載する事項</u></p>

旧	新
<p>2. <u>管理者または承認者が、当社所定の方法によりバランス振替の利用を申し込んだ場合、</u>当社は、原則として当該申込を受領した時点でこれを承諾するものとし、<u>当社の承諾をもってお客さまと当社の間で本規定に係る契約（以下「本契約」といいます）が成立するものとし</u>ます。</p>	<p>3. <u>前項の利用申込を受けた当社は、</u>原則として当該申込を受領した時点でこれを承諾するものとし、<u>当社の承諾をもってお客さまと当社の間で本契約が成立する。</u></p>
<p>第4条（振替条件の登録、変更および削除）</p> <p>1. 管理者または承認者は、<u>バランス振替の利用にあたり、当社所定の方法により当社所定の振替条件を登録、変更または削除できるもの</u>とします。なお、回収指定口座および分配指定口座に指定できるのは、BA-PLUSの対象口座に<u>限り</u>ます。</p> <p>2. <u>バランス振替における振替限度額は、</u>管理者または承認者が BA-PLUS において別途設定する金額とします。</p> <p>3. 振替条件の登録、変更および削除が行えるのは、それぞれ当社が定める日の当社所定の時刻までとします。</p> <p>4. 前項の定めにかかわらず、当社は、その裁量により、振替日当日の振替条件の登録、変更または削除を受け付け<u>ない場合があります</u>。当社は、この場合であっても責任を<u>負</u>いませんので、振替条件の登録、変更および削除は、<u>余裕をもって行ってください</u>。</p>	<p>第3条（振替条件の登録、変更および削除）</p> <p>1. 管理者または承認者は、<u>本サービスの利用にあたり、当社所定の方法により当社所定の振替条件を登録、変更または削除できる。</u>なお、回収指定口座および分配指定口座に指定できるのは、BA-PLUSの対象口座に<u>限る</u>。</p> <p>2. <u>本サービスにおける振替限度額は、</u>管理者または承認者が BA-PLUS において別途設定する金額とする。</p> <p>3. 振替条件の登録、変更および削除が行えるのは、それぞれ当社が定める日の当社所定の時刻までと<u>する</u>。</p> <p>4. 前項の定めにかかわらず、当社は、その裁量により、振替日当日の振替条件の登録、変更または削除を受け付け<u>ない場合がある</u>。当社は、この場合であっても責任を<u>負わ</u>ないので、振替条件の登録、変更および削除は、<u>余裕をもって行うこと</u>。</p>
<p>第5条（振替処理）</p> <p>1. 当社は、登録された振替条件に<u>従</u>い回収指定口座から分配指定口座への<u>振替処理</u>を行います。</p> <p>2. 振替処理を実行する時刻は、当社の処理の都合上、お客さまが指定した振替時間よりも遅くなる場合が<u>あり</u>ます。当社は、この場合であっても責任を<u>負</u>いませんので、振替時間は、<u>余裕をもって指定して</u>ください。</p> <p>3. 当社は、何らかの理由により振替処理ができない場合（回収指定口座または分配指定口座の解約、預金の差押などによる支払い<u>停止等</u>の場合も<u>含</u>みます）、当社所定の方法により管理者にその旨を通知<u>し</u>ます。この場合、当社は、登録された振替条件に係るすべての振替依頼が取り消されたものとみなし、<u>い</u>っさいの振替処理を行<u>い</u>ま</p>	<p>第4条（振替処理）</p> <p>1. 当社は、登録された振替条件に<u>した</u>がい、<u>回収指定口座から分配指定口座への振</u>り替えを処理する。</p> <p>2. 振替処理を実行する時刻は、当社の処理の都合上、お客さまが指定した振替時間よりも遅くなる場合が<u>あ</u>る。当社は、この場合であっても責任を<u>負</u>わないので、振替時間は、<u>余裕をもって指定する</u>こと。</p> <p>3. 当社は、何らかの理由により振替処理ができない場合（回収指定口座または分配指定口座の解約、預金の差押などによる支払い<u>停止等</u>の場合を<u>含</u>む。）、当社所定の方法により管理者にその旨を通知<u>す</u>る。この場合、当社は、登録された振替条件に係るすべての振替依頼が取り消されたものとみなし、<u>い</u>っさいの振替処理を行<u>わ</u>ない。</p>

旧	新
<p data-bbox="165 169 226 197"><u>せん。</u></p> <p data-bbox="107 264 461 293">第 6 条（振替記録等の閲覧）</p> <ol data-bbox="138 316 1115 488" style="list-style-type: none"><li data-bbox="138 316 1115 392">1. 管理者、承認者または作成者は、当社所定の期間中、<u>バランス振替</u>に係る振替処理状況および振替記録を閲覧することができます。<li data-bbox="138 408 1115 488">2. 管理者または承認者は、当社所定の期間中、<u>バランス振替</u>に係る操作履歴を当社所定の方法により確認することができます。 <p data-bbox="107 555 403 584">第 7 条（対価の支払い）</p> <ol data-bbox="138 606 1115 1212" style="list-style-type: none"><li data-bbox="138 606 1115 683">1. お客さまは、当社所定の条件にしたがい、当社所定のサービス利用料を支払うものとします。<li data-bbox="138 746 1115 823">2. 当社は、当社所定の期日までに、<u>サービス利用料をお客さまが指定する口座から引き落とすもの</u>とします。<li data-bbox="138 839 1115 1011">3. お客さまは、当社所定の手数料を支払うものとし、当社は、振替処理時にお客さまが指定する口座から手数料を引き落とすものとします。なお、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、何らかの理由により振替処理ができなかった場合であっても、当社は、手数料を申し受けます。<li data-bbox="138 1027 1115 1104">4. 当社は、サービス利用料または手数料の引き落としができなかった場合、<u>ただちにバランス振替の提供を停止することができるもの</u>とします。<li data-bbox="138 1120 1115 1197">5. サービス利用料および手数料の<u>引き落とし</u>口座は、当社に開設された預金口座に限るものとします。 <p data-bbox="107 1264 524 1292">第 8 条（バランス振替の取扱時間）</p> <p data-bbox="138 1315 1115 1445">バランス振替の取扱時間は、原則として 24 時間 365 日と<u>します</u>。ただし、当社が、システム点検その他のやむを得ない事由によりサービス提供を停止している場合はこの限りでは<u>ありません</u>。</p>	<p data-bbox="1133 264 1487 293">第 5 条（振替記録等の閲覧）</p> <ol data-bbox="1164 316 2141 488" style="list-style-type: none"><li data-bbox="1164 316 2141 392">1. 管理者、承認者または作成者は、当社所定の期間中、<u>本サービス</u>に係る振替処理状況および振替記録を閲覧することができる。<li data-bbox="1164 408 2141 488">2. 管理者または承認者は、当社所定の期間中、<u>本サービス</u>に係る操作履歴を当社所定の方法により確認することができる。 <p data-bbox="1133 555 1429 584">第 6 条（対価の支払い）</p> <ol data-bbox="1164 606 2141 1165" style="list-style-type: none"><li data-bbox="1164 606 2141 778">1. お客さまは、当社所定の条件にしたがい、当社所定のサービス利用料を支払うものとし、当社は、当社所定の期日までに、<u>サービス利用料をお客さまが指定する口座から引き落とす</u>。 (削除)<li data-bbox="1164 842 2141 1015">2. お客さまは、当社所定の手数料を支払うものとし、当社は、振替処理時にお客さまが指定する口座から手数料を引き落とす。なお、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、何らかの理由により振替処理ができなかった場合であっても、当社は、手数料を申し受ける。<li data-bbox="1164 1031 2141 1107">3. 当社は、サービス利用料または手数料の引き落としができなかった場合、<u>ただちに本サービスの提供を停止することができる</u>。<li data-bbox="1164 1123 2141 1165">4. サービス利用料および手数料の引落口座は、当社に開設された預金口座に限る。 <p data-bbox="1133 1264 1379 1292">第 7 条（取扱時間）</p> <p data-bbox="1164 1315 2141 1445">本サービスの取扱時間は、原則として 24 時間 365 日と<u>する</u>。ただし、当社が、システム点検その他のやむを得ない事由によりサービス提供を停止している場合はこの限りでは<u>ない</u>。</p>

旧	新
<p><u>(新設)</u></p> <p>第9条 (解除)</p> <p>1. <u>バランス振替の利用を終了する場合、管理者または承認者は、当社所定の方法により本契約の解除を申し込むものとします。</u></p> <p>2. <u>当社は、原則として前項に定める解除の申込みを受領した時点でこれを承諾するものとし、当該承諾時をもって本契約が解除されるものとします。なお、当社が登録された振替条件に従い振替処理に着手した後に解除が行われた場合、当該振替処理については、引き続き本契約の規定が適用されるものとします。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第8条 (情報提供への協力等)</p> <p>1. <u>当社は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止対策をはじめとする金融機関等に求められる義務の履行のため、お客さまの調査を行うことができる。当該調査に際し、当社はお客さまに、次の確認を依頼し、報告を求めることができる。</u></p> <p><u>(1) 発生した取引に関する、取引内容や取引目的等</u></p> <p><u>(2) お客さまの営む事業や扱う商品サービス等</u></p> <p><u>(3) 法令（マネー・ローンダリング、テロ資金供与に係る内外法令等を含む。以下同じ。）の遵守状況やコンプライアンス態勢の整備状況等をはじめとする社内管理態勢</u></p> <p>2. <u>お客さまは、前項に基づく当社からの依頼を受けた場合、当社が定める方法により、速やかに回答しなければならない。</u></p> <p>3. <u>当社は、法令の定めもしくは政府機関または裁判所等の公的機関の命令等があった場合、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止対策をはじめとする金融機関等に求められる義務の履行のため、前項で取得した情報およびお客さまの個人情報を開示することができる。</u></p> <p>第9条 (解約、契約の終了等)</p> <p>1. <u>お客さまは、本サービスの利用終了を希望する場合、管理者または承認者から、当社所定の方法により本契約の解除を申し込む。</u></p> <p>2. <u>当社は、原則として前項に定める解除の申込みを受領した時点でこれを承諾するものとし、当該承諾をもって本契約が解除される。なお、当社が振替処理に着手した後に解除が行われた場合、当該振替処理については、引き続き本契約の規定が適用される。</u></p> <p>3. <u>当社またはお客さまが次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約は直ちに終了する。</u></p> <p><u>(1) 本サービスまたは銀行機能を提供または利用するために必要な許認可が取り消</u></p>

旧	新
<p>(新設)</p>	<p>された場合</p> <p>(2) 破産または特別清算手続の開始決定があった場合</p> <p>4. 当社またはお客さま（以下、本条において「解約当事者」という。）は、相手方（以下、本条において「違反当事者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると判明したとき、何らの通知を要せずに、本契約を解除することができる。なお、解約により違反当事者に損害が生じた場合にも、違反当事者は解約当事者に何らの請求もできない。</p> <p>(1) 経済制裁対象者に該当する場合</p> <p>(2) 本規定各号に基づく表明に関して虚偽の申告をした場合</p> <p>(3) 本規定について重大な違反があった場合</p> <p>(4) 本サービスまたは本銀行機能に関する業務停止命令または業務改善命令等の処分を監督官庁等から受けた場合（ただし違反当事者が業務改善命令を受けたものの、解約当事者による当該事由に基づく解約がなされる前において、違反当事者が、業務改善計画を監督官庁等に提出し受理されたことを、書面等により解約当事者に通知した場合は、違反当事者が当該業務改善計画に沿って業務を継続していると認められる限り、解約当事者は当該事由のみを理由とする解約をできないものとする。）</p> <p>(5) 所有する財産について、第三者から仮差押、仮処分、保全差押もしくは差押の命令、通知が発送されたとき、またはその他の強制執行の申し立てを受けた場合</p> <p>(6) 支払停止の状態になった場合、または手形交換所もしくは電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合</p> <p>(7) 破産、民事再生、会社更生、特別清算等の法的整理手続もしくは私的な債務整理手続の開始を申し立てた場合、またはこれらについての申し立てを受けた場合</p> <p>5. お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は直ちに本サービスの提供を停止し、またはお客さまに何らの通知を要せずに、直ちに本契約を解除できる。本項によるサービスの停止または契約の解除によってお客さまに生じた損害については、当社は一切</p>
<p>(新設)</p>	

旧	新
<p>(新設)</p> <p>3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、お客さまに事前に通知することなく、いつでも本契約を解除できるものとします。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>責任を負わない。また、当社に損害が生じたときは、お客さまがその責任を負うものとする。</u></p> <p><u>(1) 預金口座取引一般規定第 18 条第 1 項に定める暴力団員等に該当する場合または同項各号のいずれかに該当する場合</u></p> <p><u>(2) 預金口座取引一般規定第 18 条第 2 項各号に定める行為（不当要求行為等）をした場合</u></p> <p><u>(3) 預金口座取引一般規定第 18 条第 1 項および第 2 項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u></p> <p>6. <u>お客さまは、当社が次の各号のいずれかに該当する場合には、相当の期間を定めて催告のうえ、本契約を解除することができる。</u></p> <p><u>(1) 本契約について違反があった場合</u></p> <p><u>(2) 解散、合併、会社分割、事業の全部または重要な一部の譲渡を決定した場合（ただし、本提携先サービスまたは本銀行機能に係る事業が対象とならない合併、会社分割もしくは事業の譲渡または本提携先サービスまたは本銀行機能に係る事業のすべてが解約当事者が適当と認める第三者に承継される合併、会社分割もしくは事業の譲渡を除く。）</u></p> <p>7. 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、お客さまに事前に通知することなく、いつでも本契約を解除できる。</p> <p><u>(1) 理由の如何を問わず、お客さまの BA-PLUS の利用が終了した場合</u></p> <p><u>(2) 本サービスの利用に必要なお客さまの口座（お客さまが指定した利用料等の引落口座を含む。）が解約された場合</u></p> <p><u>(3) お客さまが当社に届け出た事項の全部または一部につき、虚偽もしくは不正があることもしくは第三者によるなりすましが判明した場合またはそれらの疑いがあると当社が判断した場合</u></p> <p><u>(4) お客さまが当社に届け出た事項の全部または一部につき、届出もしくは記載の懈怠があること、または記載内容に明白な誤りがあることが判明した場合</u></p> <p><u>(5) お客さまの営業または業態が公序良俗に反すると当社が判断した場合</u></p>

旧	新
<u>(新設)</u>	<u>(6) お客さまが事業の一部または全部を休止または終了する場合</u>
<u>(新設)</u>	<u>(7) お客さまの事業に必要な許認可が取り消された場合</u>
<u>(新設)</u>	<u>(8) お客さまが解散または合併の決議をした場合、もしくは会社の財産の全部または重要な一部を第三者に譲渡する場合</u>
<u>(新設)</u>	<u>(9) お客さまについて、破産、民事再生、会社更生または特別清算手続開始の申し立てがあった場合</u>
<u>(新設)</u>	<u>(10) 収納口座からの利用料引き落としが長期にわたり実施できず、お客さまに支払いの意思がないと当社が判断した場合</u>
<u>(新設)</u> <u>(1) お客さまが、本規定の変更に同意しないとき</u> <u>(2) お客さまが、本規定の定めに違反したとき</u> <u>(3) 理由の如何を問わず、お客さまの BA-PLUS の利用が終了したとき</u>	<u>(11) お客さまが本規定または当社の定めるその他の規定に違反した場合</u> <u>(12) お客さまが本規定の変更に同意しない場合</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>
<u>(新設)</u>	<u>(13) 本サービスが、法令等や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当行が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当行が判断した場合</u>
<u>(新設)</u>	<u>(14) 本サービスがお客さまもしくは第三者によって不正に使用された、またはそのおそれがあると当社が判断した場合</u>
<u>(新設)</u>	<u>(15) サイバー攻撃等により、セキュリティ上の危険が生じた場合</u>
<u>(新設)</u>	<u>(16) 本項各号に該当する疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当社からの確認に応じない場合（当社が定める期日までに当社に連絡がない場合、お客さまお届けの住所へ発送した通知書が不着のため当社に返送された場合、およびお届けの電話番号や電子メールアドレス等への連絡がとれない場合等を含みます。）</u>
<u>(新設)</u> <u>(4) その他本契約を継続しがたい事由が生じたものと当社が判断したとき</u> 4. 当社は、本契約の解除によりお客さまに生じた損害につき一切責任を負いません。 <u>(新設)</u>	<u>(17) その他、当社が本契約の継続が困難と判断するに足る相当の事由が生じた場合</u> 9. 当社は、本契約の解除によりお客さまに生じた損害につき、一切責任を負わない。 10. 前項までの記載によりサービスを停止した場合で、お客さまから合理的な説明がなされたこと等により、停止に至った原因となる事由が解消されたと当社が認めるとき、当社

旧	新
<p>第 10 条 (サービスの変更、中止または終了)</p> <p>1. 当社は、当社が別途定める方法で告知することにより、<u>バランス振替のサービス内容</u>を変更できるものとします。</p> <p>2. 当社は、<u>当社が別途定める方法で告知することにより、バランス振替の提供</u>を中止または終了することができるものとします。</p> <p>第 11 条 (免責)</p> <p>当社は、次の各号に定める場合、当該事由に<u>起因する損害</u>について一切責任を負いません。</p> <p>(1) 天災、火災、騒乱等の不可抗力、または裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき</p> <p><u>(2) 当社が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線、またはコンピュータに障害が発生したとき</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(3) 当社がバランス振替のサービス内容を変更し、またはバランス振替の提供を中止もしくは終了したとき</u></p> <p>(4) 当社の責めに帰すべき事由がないとき</p> <p>(新設)</p> <p>第 12 条 (本規定の変更)</p>	<p><u>はサービスの停止を解除できる。</u></p> <p>第 10 条 (本サービスの変更、中止または終了)</p> <p>1. 当社は、当社所定のインターネットホームページで事前に告知することにより、<u>本サービスの内容</u>を変更できる。</p> <p>2. 当社は、<u>当社所定のインターネットホームページで事前に告知することにより、本サービスの提供</u>を中止または終了することができる。</p> <p>第 11 条 (免責)</p> <p>当社は、次の各号に定める場合、当該事由に<u>起因して生じた本サービスに係る損害</u>について、一切責任を負わない。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(1) 当社が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線、またはコンピュータの障害等により本サービスの取り扱いに遅延・不能等が生じたとき</u></p> <p><u>(2) 当社が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信経路において盗聴がなされたこと等により取引情報等が漏洩したとき</u></p> <p><u>(3) 天災・火災・騒乱等の不可抗力、お客さまもしくは通信事業者など第三者の通信機器・回線・コンピュータの障害ならびに電話の不通等、または裁判所など公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき</u></p> <p>(削除)</p> <p>(4) 当社の責めに帰すべき事由がないとき</p> <p><u>(5) 当社が本サービスの内容を変更し、または本サービスの提供を中止もしくは終了したとき</u></p> <p>第 12 条 (本規定の変更)</p>
<p>第 12 条 (本規定の変更)</p>	<p>第 12 条 (本規定の変更)</p>

旧	新
<p>1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他状況の変化等相応の事由があると認められる場合には、民法 548 条の 4 の規定に基づき、<u>変更するものとします。</u></p> <p>2. 前項の変更は、変更を行う旨、変更後の本規定の内容、その効力発生時期を、インターネット、またはその他相当の方法で公表することにより周知<u>します。</u></p> <p>3. 前二項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日までは変更の内容に応じて相当の期間をおく<u>ものとします。</u></p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: right;">以上 【2021 年 4 月 5 日】</p>	<p>1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他状況の変化等相応の事由があると認められる場合には、民法 548 条の 4 の規定に基づき、変更する。</p> <p>2. 前項の変更は、変更を行う旨、変更後の規定の内容、その効力発生時期を、インターネット、またはその他相当の方法で公表することにより周知<u>する。</u></p> <p>3. 前二項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日までは変更の内容に応じて相当の期間をおく<u>ものとする。</u></p> <p>第 13 条（準拠法および裁判管轄）</p> <p>1. 本規定は、<u>日本法を準拠法とする。</u></p> <p>2. <u>提携サービスに関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。</u></p> <p style="text-align: right;">以上 【2025 年 4 月 10 日】</p>

施行日：2025 年 4 月 10 日